

木質ペレット仕様書

本仕様書は、市施設において燃料用に供する木質ペレット（間伐材、製材端材その他の木材を粉碎した木くずを乾燥させ、圧縮成型した円柱型の固形燃料）の購入について適用するものとする。

1 一般事項

- (1) 品名 木質ペレット
- (2) 用途 燃焼用
- (3) 納入場所 納品場所は、発注時に指定する場所とする。（本庁舎以外の課所室を含む。）
- (4) 契約期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 規格

- (1) ホワイトペレット（樹皮を含まない木部ペレット）であること。
- (2) 秋田県産スギ材を原材料とすること。
- (3) 直径6～8mm、長さ30mm以下であること。
- (4) 含水率10%以下であること。
- (5) 発熱量16.5MJ/kg以上であること。
- (6) 灰分量比重0.6%以下であること。
- (7) (3)から(6)のほか、一般社団法人日本木質ペレット協会が定める「木質ペレット品質規格」を満たしていること。

3 発注・納入等

- (1) 搬入荷姿 フレコン
- (2) 予定使用量 126,100kg
- (3) 平均発注量 3,900kg/回（平均6袋）
- (4) 納入方法 フレコン袋による現場渡し
- (5) 最小発注数量 フレコン1袋（650kg入り）

4 特記事項

- (1) 受注者は、労働安全衛生法および関係法令を遵守すること。
- (2) 受注者は、年度初納入時に木質ペレット放射能精密分析結果を提出すること。
測定核種は放射性セシウム134および137とし、提出様式は任意とする。
- (3) 受注者は、納入毎に木質ペレットの納入重量および650kg/袋の数を書面で報告すること（報告様式は任意とする）。
- (4) 納入時、受注者の原因で設備等を破損した場合には、その責任で修理、復旧すること。
- (5) 発注予定数量が不確定であるため、最小発注数量あたりの単価契約とする。
- (6) 最小発注数量あたりの単価に消費税および地方消費税の額を加算した金額を契約単価とする。
- (7) 代金の支払いについては、契約業者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に、秋田市が契約業者へ代金を支払うこととする。